

會報

第604号
2019年1月1日発行

一般社団法人
監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄
<https://kansakonwakai.com>

明けましておめでとうございます



撮影場所：西湖付近

「霊峰 富士」

川村 知重

新年のご挨拶



会長 菅野 重雄

皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年は、米朝首脳会談の実現や米中貿易摩擦の激化等、東アジア情勢が大きく変動する中で、安倍首相の自民党総裁三選により国内政局は安定を保っているように見受けられます。上場企業の業績も総じて好調であり、増益基調が継続していると言われています。しかしながら、昨年は異常気象や地震などの自然災害が頻発し、加えて日米物品貿易協定(TAG)交渉開始が決定されたことなど、不安要素も少なくありません。経済動向は依然として不透明だと考える必要があるのではないのでしょうか。

監査役・取締役監査等委員・取締役監査委員・監事（以下「監査役等」と記します）の世界に目を転じれば、昨年はコーポレートガバナンス・コードの改訂がなされました。さらに法務省法制審議会の「会社法制（企業統治関係）部会」では「社外取締役設置の義務化」を織込んだ会社法再改正の要綱案策定が最終局面を迎えており、本年2月には発表される見込みです。

また、ガバナンス関連に注目すれば、特に品質不祥事や経営トップによる不正を中心に多くの事件が連日新聞紙面を賑わせています。

当会においても、これらのテーマが数多く取り上げられ、ガバナンスの在り方や、監査役等の監査技術・監査品質論等が盛んに議論されました。

当会は、元号が代わる今年も変わることなく、皆さまの実務に根差した課題認識を共有させていただくことを基本に据えて活動を進めてまいります。

「一般部会」における「講演会」や「研修見学会」は、監査役等が幅広く豊かな識見を得る絶好の機会がありますが、今後も創意工夫を凝らし、多彩な講師による講演や特徴ある企業等の見学を継続して、より一層ご満足いただける企画を推進してまいります。

「監査部会」は、自由闊達な議論を基本に据え、従来の慣行にとられない斬新な発想を大切にしつつ、現職の皆さまの「身になる」研修・研鑽活動に注力いたします。

特に、新任の皆さまを主対象とする「監査基礎講座」「会計基礎講座」では、常に実務を意識した馴染みやすい講座運営と、経験の浅い方々の不安や悩みの解消に努めてまいります。

その一方で、監査役等が知っておくべき最新の動向については、充実した学者・弁護士等を講師とする「監査セミナー」で、職務に密着した重要課題は「監査実務研究会」で、自発的な学習成果の深掘りは「スタンディグループ分科会」で、各委員会の活動成果の共有や外部講師を交えた寺子屋的な学習は「監査技術ゼミ」で、従来通り活発にご議論いただきます。

加えて、「取締役職務執行確認書」、「監査役職務確認書」、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」に加え、昨年6月に初版を公表した「監査等委員（会）職務確認書」及び「最新 監査役の実務マニュアル」の見直し改訂も、順次進めてまいります。

「法令改正検討委員会」も、会社法再改正に向けての動きを注視して、要綱案へのパブリックコメント応募に向けて準備を重ねています。

これらの公式な活動以外にも、職

務遂行上の関心事項を共有する方々の情報交換や自主勉強の会が多数存在し、活発な議論が行われています。

「生涯学習部会」や「同好会」においては、写真、絵画、男声合唱、俳句、将棋、カラオケ、エッセイ、ウォーキング、楽器演奏、江戸文化の各領域で多彩な活動を今年も継続してまいります。

当会の特長は、会友と現職会員とが分け隔てなく自発的に活動しておられるところにあります。その中で、諸活動の推進役の方々には、ボランティア・ベースでありながら、強い愛着と温かい配慮によって、痒いところに手の届くサービスを提供願っています。

しかし、この特色ある研鑽・交流を一層充実させ、長期的に発展させるためには、一層魅力のある活動とする日々の努力を通じて、次代を担う会員・会友の新たな血を補充し続けることが必須であり、従来以上に積極的に当会の存在を世に知らしめることによってメンバー増を図る必要があると考えています。

そのような観点から、昨年ホームページのトップページに公開講座の情報を大きく表示するとともにネット広告を開始し、従来よりも新規閲覧者数の増加を果たしています。今後とも豊富なコンテンツ掲載に取り組み、4つの確認書や実務マニュアルの見直し改訂、パブリックコメント応募と相俟って、当会の存在を広くアピールし、会員・会友増に繋げてゆきたいと考えております。

会員・会友の皆さまには当会未加入のお知り合いに対する入会勧誘を始め、倍旧のご支援・ご協力を賜りたく、宜しく願いいたします。

末筆となりましたが、本年の皆さまのご多幸、ご健勝と益々のご発展を祈念し、年頭のご挨拶といたします。

講師：早稲田大学法学学術院 教授 尾崎 安央氏
演題：コーポレートガバナンスにおける監査役の意義と役割

＜はじめに＞

日本監査役協会は、2004年に監査役監査基準を改定した。しかし、それは後に2015年改正で指摘されるように、会社法の規定等を受けた法的義務を伴う規範と企業統治の観点から望ましい規範とが混在したものであった。2015年改正は、基準の利便性向上を目的に、各条項のレベル分けを行った。実務としては、レベル分けされたもののうち、「不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがありうる事項」という「レベル3」と、さらに一步進んだ理想的な「望ましい事項」などを含む「レベル4」の取り扱いに苦労するのではないかと想像する。これらに 대응しようとすると、監査役として「何をすべきか」という領域に入り込まざるをえない。監査役とは何か、監査とは何か、という根源的な問いが、改めて意識される場所である。

監査役実務において、現実と理想（望ましい事項等）の両者を追い求めることは不可能ではない。各自が、まずは理想とする監査役監査像を描き、それに近づく努力をすべきであろうし、その背中を押すのが監査役監査基準である。

1 日本の監査役制度の特殊性

日本の監査役制度は、比較法的には特殊である。第1に、業務執行者に対する人事権が欠けている点、第2に、監査役が独任機関である点、第3に、中立的内部機関という位置づけである。監査は第三者性を要求するものであるが、監査役は会社の法定機関の1つなのである。

2 監査とは何か

「監査」は、もともと法律概念である。1899年商法で「監査役」という用語が採用されたことに始まる。同義反復的であるが、監査役がするから監査である。一般に、監査は事前監査としての「監督」と事後

監査としての「検査」の合成語であると説かれる。

監査役の任務を監督と検査だとすると、監督機関としての監査役がまず考えられる。株主自らが経営をせず、経営を他者（当初は他の株主）に委任したところに、監査が生まれる。最近の用語に従うならば、エージェンシー関係が生まれ、モニタリング（監視）が必要となるということである。監査役は、業務執行者をモニターする機関である。他方、経営を委ねた株主は委ねられた業務執行者を定期的に信任する場が必要となり、それが定時株主総会である。その役員選任決議の前提となるのが、顛末報告〔計算書類や事業報告（営業報告書）〕であり、その報告の事前審査と総会への意見具申を担う役割（検証）が、監査役に割り振られた。

今日、用語の混乱が激しい。

第1に、「監督」の語である。会社法上、取締役会に「監督」の語が用いられている。監査役は監督機関ということには抵抗がありえよう。1974年商法改正時の説明において、「適法性監査」と「妥当性監査」という境界線が設けられ、後者を取締役会に限ったことに由来する。しかし、周知のように、監査役も妥当性に関する意見を述べるができるとする理解が今日多数説であろう。監査役は業務執行者に対する人事権はないが、その機能は明らかに監督であるという理解である。

第2に、「会計監査」という用語である。監査役が行う会計監査は「監査論」がいう audit ではない。監査役の「監査」と職業的会計士の「監査」に等しく「監査」の語をあてるのは誤解を生むだけである。会社法上の非公開会社に認められる会計事項に権限を限定した監査役を「会計監査限定監査役」というのは誤りということになる。そのような会社の監査役は通常「会計監査」をできるわけではないと考えられるからである。



3 監査を担当する者における基本的属性～第三者性～

公認会計士が行う「会計監査」であれ、監査役が行う「監査」であれ、その担当者に「第三者性」が求められる点で違いはない。要するに、業務執行者からの「独立性」である。

最近、PDCAサイクルということをよく耳にする。このCはチェックの意味であるが、本質的には「監査」ではない。経営者は計画を立て、実行し、結果を分析し、事後の計画等に反映させる、いわば経営サイクルを指すと理解されるが、この結果を分析する作業であるCは経営の一環である。経営サイドには「内部監査」という手法もある。経営者自身が行うチェックを「自己監査」ということもある。この用語法は誤解を生む。たしかに内部監査もバイアスがかからないように独立性を標榜せざるをえないが、あくまでも経営内部のことである。これに対して、「監査」とは、そのような経営ラインとは別の「第三の眼」によるチェックでなければならない。

繰り返しになるが、監査役という会社法上の「内部機関」が行う「監査」が「監査」たりえるのは、その第三者性のゆえである。たとえば、社内出身者の監査役であっても、監査役になったときから業務執行者ではなく、独立した地位に立たなければならない。社内にながら社内性を放棄し、経営サイドから離脱してこそ、監査役なのである。商法・会社法は、会社の内部機関として、この「両輪」

を備えることで、健全かつ効率的な経営ができるはずであると考えたのである。内部のラインから離脱した監査役には、商法・会社法は様々な身分保障を提供してきた。任期・報酬（会社法 386 条）・選解任議案における取扱い（会社法 343 条）などである。その地位は、取締役と同じく、株主の信任に基づく。監査役監査基準を引用すると、「監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている」（監査役監査基準 2 条 1 項）のである。

4 監査役監査基準と監査実務

2004 年改定監査役監査基準における監査役監査像を振り返ってみよう。その前文にも書かれているように、その改定は、「監査役に今日の期待されている役割と責務を明確に、その具体的行動指針を示す」ためであった。そして、「監査」の語を分解し、「監視」と「検証」と定義した。「監視」は「監督」とほぼ同義であり、いわば経営判断、業務執行などと、同時的・動的に監督することと捉え、他方、「検証」は「検査」とほぼ同義であり、ただ計算書類等に限らない、取締役の職務執行等全般の事後的な検証行為と捉えた。それが妥当かどうかはなお検証を必要とするが、一応の目安になるであろう。

適法性監査か妥当性監査かについては、監査役が行う「監視」にせよ「検証」にせよ、その視点は取締役が善管注意義務を尽くしていたかどうかである。このように考えると、その監査は必然的に適法性監査ということになる。これは私の理解である。もとより、日常の監査活動には、取締役の行為の妥当性を見ることも含まれる。取締役の義務違反発見の端緒が妥当性への疑問ということもあるからである。監査役の日常的な監

査活動を適法性に限定するのは妥当でなく、そのような狭い範囲の監査では、大事な兆候を見逃すおそれ大きい。むしろ監査役は、経営者と同程度の情報が与えられ、経営の「異常」を示すわずかな兆候をも見逃さないセンサーを磨く必要がある。そこに、監査役の専門性が役立つのである。いろいろな角度から監督するという点では、監査役には企業内部に精通している人がいて、他方では企業内部には通じていなくても、専門知識や他企業での経験を持つ人がいた方がよい。監査役制度には社外監査役が似合うと思う。監査には多様性が求められるのであり、社外にその多様性を求めればよいのである。

日常の監査活動を基本に、監査役の報告義務や行動義務については適法性に限定される。「著しい不当」とは、取締役の義務違反が疑われる場合という趣旨と捉えてよいであろう。著しい不当を発見するには、まずは不当という感覚、その前にちょっとおかしいという素朴な、自らの専門性や経験等からの感覚が大切であると思う。

5 内部統制の充実

監査役監査には、監査環境整備が必要不可欠である。特に規模の大きい会社では、そのような環境が整わないと実効性ある監査はできない。ボトムラインが内部統制の整備とその充実である。

6 監査役監査基準と各社の監査役監査基準

日本監査役協会は、「監査役監査基準」のほかに「監査役会規則（ひな型）」などを公表しており、多くの会社の「監査役会規則」がこれにならっているのではないかと想像する。しかし、注意すべきは、その基準や規則は、あくまでもモデルであって、ベストプラクティスの例示にすぎないという点である。監査役監査が進むべき方向性を示したものであり、その理念の現実化が各社に求められているのである。ベストプラクティスに向けた実務の形成こそが重要である。

7 機関構造の選択における監査役（会）設置会社

監査役ほど強力な法定権限をもつ監督機関はない。1974 年以降の法改正は、監査役の権限強化の歴史である。しかし、2002 年商法特例法改正による委員会等設置会社の創設、2014 年改正による監査等委員会設置会社の創設は監査役（会）制度への批判の現れともいえる。しかし、圧倒的多数はなお監査役設置会社である。コーポレートガバナンスの議論において、監査役制度を再評価すべきではないか。その強い権限を背景に、監査役は自覚的に活動すべきである。もっとも、監査役会制度には欠けているところもある。任意の報酬委員会などの設置例が報告されているのは、その部分を補おうという実務の動きと考えることもできる。

有価証券報告書提出大会社である監査役（会）設置会社に社外取締役を強制するかどうかの議論がある。取締役会の在り方改革の必要性がコーポレートガバナンス・コードなどで謳われ、業務執行の決定機関かつ取締役の職務執行の監督機関である取締役会の実効性（効率性など）が問題となっている。そこに社外取締役の意義と機能への期待も含まれる。第 1 に、取締役会の多様性。多角的な検討を経た意思決定や多角的な監督。第 2 に、部外者がいることによる取締役会内部の緊張感。社外者を説得するという点で、経営サイドの説明義務履行の第一段階ともなる。第 3 に、取締役会が利益相反等における裁定的地位を占めている現行法において、より中立性を高めることが期待されている。このように考えると、社外取締役と監査役は類似する部分が多い。たとえば、取締役会において、業務執行者に対して質問をし、納得できる説明があるかどうかの問題となる局面では、ほぼ同じである。ただ、それが意思決定であれば、社外取締役は一票を投じ、監査役はできない。したがって、説明の十分さの判断基準も、社外取締役は決定参加者としての自らの義務履行に適うかどうかとなり、監査役はその意思決定プロセスが取締役の善管義務が尽くされているかどうか

かとなる。

＜おわりに＞

立法者は、監査役制度に期待をかけてきた。しかし、期待したほどではなかった。指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社というライバルを創設した。現在、制度的には、どれがよいかわからない状況にある。しかし、私見では、日本の監査役は制度としてみれば優れたものだと思う。これがうまく機能すれば、適切なコーポレートガバナンスは実現

するであろうと、私はなお期待している。しかし、そのためには、各監査役が株主の負託を受けていることを自覚し、取締役会と一緒に監督機能をしっかり果たさなければならない。

経営者は自ら情報を収集し、様々なシミュレーションをして、経営判断を行っているはずである。PDCAサイクルが機能しているはずである。それらを含め、経営者が最善の努力をしている、つまり善良な管理

者として委任事務を遂行しているのかどうかを監視し、検証するのが監査役職責である。監査役は、経営者が善良な管理者としての注意を尽くして、株主の負託に応える経営をやっているのかどうかを見る役割なのである。そのために必要な手段は法律が様々な用意している。あとは、監査役がいざとなればそれを使えるということを実感しつつ、理想的な監査実務を形成することに尽きる。

(文責 金馬 房雄)

第753回講演会

2018年11月15日

演 題：救急現場の真実

～現場の実情や救急の上手な受診方法、できるだけ救急を受診しないための予防策を含めて～

講 師：宮澤健太郎氏 東京逋信病院救急総合診療センター副センター長

なぜ医者を目指したか

もともとは飛行機のパイロットになりたいと思っていたが、テレビで救急医のドキュメンタリーを見てあこがれ、勉強しなおして東京医科大学に進んだ。卒業後は東京逋信病院で循環器内科（心筋梗塞や不整脈、高血圧など）の仕事を始めたが、救急医への思いがつのり、最前線である都立墨東病院の高度救命救急センターに移り経験を積んだ。その後、逋信病院に戻り、現在は救急の仕事に携わることができている。

現在保有する資格は20近くに上るが、特に重要なものは日本救急医学会救急専門医、日本循環器学会認定循環器専門医、日本内科学会総合内科専門医・指導医である。面白いものにJICAの国際緊急援助隊員やJAL Doctor登録医など。資格が多いことが必ずしも優秀な医者というわけではないが、試験を受けようと思えば劣化した知識をUp Dateできる利点もある。

日本の救急体制

3段階になっている。緊急性と症状の軽いものからまずは初期救急で、患者が歩いて受診でき入院のできないところでいわゆる診療所。二次救急が地域の中程度以上の病院で、入院もできる。三次救急は地方の中核病院や大学病院などで重篤な救急患者に対応する。救急ドラマになるのがこの三次救急の救命救急セン



ターである。私がいるのは二次救急。

三次救急(救命救急センター)とは

一言でいうと専門医の集団が24時間体制で命を守っているところ。(画面にて内部の様子を見せながら)様々な器具がそろって多くの医者が患者に対応する最後の砦。重篤な救急患者を必ず受入れ高度な医療を施す。さらに高度救命救急センターは広範囲熱傷や四肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れる施設である。これらセンターは人口100万人当たり最低1か所、それ以下の県では各県1か所設置されており、2017年現在、全国289か所、東京では多摩地区を含め26か所ある。そこに各科専門医が自発的に就職、もしくは大学、病院内からの派遣で成り立っており救急専門医だけではない。

救急専門医について

あらゆる救急患者の診療にあたる。専門ではないからと断らずに診て、必要があれば専門医に相談や紹介を行う。全国の救急専門医の数

は4,582人だが、そのほとんどが三次救命救急センターに所属している。一方、救命救急センター1か所で必要な救急専門医は6人なので全国284施設には1,704人、救急告示病院(2人必要)が全国3,890施設で7,780人、臨床研修病院(1人必要)が1,031施設で1,031人、合計10,515人が必要。ところが現状の4,582人に加えて救急科専門医年間合格者が313人程度いるが当分全国的な不足が続く。ただし、全国的にみると救急科を主たる診療科としている医師は地域偏在していない。

救命救急センターに来る患者

悲惨な状態の患者が運び込まれる。例えば、下町工場の作業場でローラーに腕を挟まれてしまった人、洗剤の不適切使用で硫化水素が発生しそれを吸って緑色になった患者、様々な交通事故被害者、サウナで意識を失い遠赤外線全身火傷の人、この方は翌日全身水ぶくれとなり破れた皮膚から菌が入り敗血症で死亡。自分自身、救命救急センターでの修行中に、交通事故で麻痺の残った若い人、死の宣告の多さや、いったん治療して退院しても次には成功させて来る自殺志願者、家族の涙などを経験した。肉体的には対応できても帰宅時のフラッシュバックや救急車の音で夜起きるなど心が続かないと感じて、現在の二次救急に移ることとした。

二次救急とは

地域で発生する救急患者への初期診療と応急処置を行い、必要に応じて入院治療を行う、緊急で受診しても入院加療ができる施設である。ただし施設によって能力の違いもあり、例えば心臓の治療ができないので受入れができない施設もある。施設内部はわりとシンプルながら、緊急内視鏡室、結核患者やノロウイルスなどに対応する感染症室やシャワー室もある。来る患者は軽症から重症まで様々、救急車を要請し歩けないと駄々をこねる路上生活者、突然暴れだし点滴を抜いて血を流しながら「みんな死ねばいい」と血液を振りまく患者、脱法ハーブ吸飲者、アルコール中毒患者、パソコンをやっている頭がつかれたと救急車を呼び車からは歩いてくる20代前半男性等。倫理的に世間で扱えない内容が多く、救急って大変だねと医者仲間からは敬遠される部署である。

いつ救急車を呼ぶか

「本物はタクシーでやって来る」という言葉もあるが、今まで元気だったのに意識がない、麻痺がある、動けないなど緊急で起こった病状の人が救急車を呼ぶことが想定されている。急を要さない人、明日まで待てる状態の人は民間の介護タクシーや施設の車利用が望ましい。救急車の適切な使用方法が地域を救うということだが、救急車を呼ぶべきか迷った場合には、東京、埼玉、神奈川の場合は#7119、千葉は#7009に電話すると消防指令センターにつながり相談に乗ってもらえる。緊急性がない場合で交通手段が必要な時は、0570-039-099 または 03-3262-0039 の東京民間救急コールセンターに問い合わせるといい。

救急医を取り巻く環境

東京都の救急車は約230台で、その出動回数は毎年増加し、平成29年は77万回強であった。都民17人に1人が救急車を利用したことになる。救急車は人口15万人を超える都市では6万人ごとに1台を加算した台数。軽症者対応を含めた出動回数増加は問題である。

2～3年ほど前に救急医療の崩壊が叫ばれていたが、私は医療側と受診側双方に問題があると思う。医療側では、訴訟の回避、専門への分散、プライベート重視、勤務の厳しさで手当に差がないなど。受信側では、早く診てもらいたい、専門性への強い希望、権利意識、コンビニ感覚の夜間受診など。働き方改革で医療事情は変わるのかというと、現場の声では否定的な意見が多い。国民皆保険や医師応召の義務がある。医師法第19条「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には正当な事由がなければ、これを拒んではならない」とする70年以上前の法律があり、要するに、時間外であってもタダ働きであっても患者がいれば診療しなくてはならない。当直のほとんどない科が人気の現状で医者をただ増やせば済む問題ではない。

健康維持に大切なのは予防と予兆の察知

60歳以上で救急車で受診で多い病気は、意識消失とそれに伴う外傷、つまり転倒とそれに伴う外傷、昼からの飲酒、自身の判断で放置していた風邪症状からの肺炎。これらはある程度予防ができる。まず、健康診断をすることが第一歩。男性ならオプシオンで前立腺がんのマーカーをつけること。便潜血で1回でも陽性なら大腸内視鏡検査を勧める。特に痔があるからと言い訳していた人で実は直腸がんであったのがここ1年で3例あった。超音波検査で膵臓、胆嚢、肝臓の安全を確認すること。特に胆嚢は筋膜がなく、容易にがんが転移しやすい。人間ドックは素晴らしいが、市町村で行う検診でも構わない。そして健診結果は大切に保管しておくこと。

予防でやるべきこと

インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンを接種し、“いざ”に備えること。肺炎による死者数を見ると、その97%が65歳以上である。これは65歳以上の死亡原因第4位だが、80歳以上になると第3位となる。肺炎球菌に関しては65歳以上には予防接種はお勧めである。一度接種すれば5年間効果がある。

すべての肺炎に対応はできないがPneumonia is the friend of the age. (肺炎は老人の友)という言葉があるように歳を重ねれば肺炎の危険が増す。併せて大切なのが口腔ケア。高齢で飲み込む力が衰え誤って食事が気管支に入り、誤嚥性肺炎となることがあるが、これはワクチンでは回避できない。口腔内の雑菌が唾液とともに慢性的に入る場合は、誤嚥性肺炎を起こしやすくなるので歯磨き等の手入れは重要である。人間の口腔内は他の哺乳動物より雑菌が多い。脳卒中にならないように気を付けること。脳卒中になるとほとんどの人が、飲み込みがうまくいかず誤嚥性肺炎を繰り返す。

インフルエンザについて

インフルエンザの型は大きく分けてAH1、AH3、Bの3種類ある。AH3は遺伝子の変異が早く米国疾病センターによるとワクチンの効果が3割程度と低い。AH1なら効果は6～7割ある。したがって、どのような型のインフルエンザが流行りそうかニュースなどで知ることが重要。ワクチンの防御率は100%ではない。以前は集団接種であったが、副作用が問題化して1994年以降、任意接種となり接種者が激減した。しかし、インフルエンザの学童死亡数は増加しており、高齢者施設での集団感染等で重症化を防ぐ効果が見直され2001年以降の法改正で65歳以上は一部公費助成となった。インフルエンザワクチンの65歳以上国別接種率をみると、日本の接種率50%はOECD諸国の中で高くない、第1位はメキシコの88%。

インフルエンザの予防

小児や高齢者は免疫力が低い。免疫力が低い場合、ワクチンを接種しても十分な効果は期待できないが重症化を防ぐことができる。ワクチンは接種してから効果発現まで最低2週間かかる。インフルエンザの流行時期は大体12月中旬であること、ワクチンの有効期間は約5カ月であることを考えると、ワクチン接種は11月中が望ましい。ワクチンを接種したら具合が悪くなったという話がある。これは体内の免疫システム

によるものであり2～3日の微熱のあと改善するが、ワクチン接種自体が原因でインフルエンザに罹ることはない。これまでもワクチン接種をせず、一度もインフルエンザに罹ったことがないとの丈夫な人もいるが自身の高齢化は留意すべき。

インフルエンザに罹ってしまった後の注意すべき予後として、インフルエンザ脳症がある。日本人の2～3%が特定遺伝子を持っており、高熱を生じると熱性痙攣や脳症を発生しやすい。また、年齢が上がるほど肺炎を併発しやすい。インフルエンザの予防投与は原則として、発症患者と一緒に生活している以下の人に対してはインフルエンザ検査を行うことなく処方される。65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患または慢性心疾患患者、代謝性疾患患者、腎機能障害患者。これら以外で予防投与を希望する場合はインフルエンザ検査結果が陽性でないと自費となる。

次に大切な予防法

インフルエンザウイルスは手指に多く付着する。その手で眼や鼻の粘膜に直接触らないようにすること。洗っていない手で触らないようにすることが大事である。タッチパネルやつり革などが怪しいという話があるが、それらにはインフルエンザはついていない。うがいに関しては、インフルエンザにはあまり意味がない。なぜならインフルエンザは鼻が好きだから。うがいは普通の風邪の予防には効果はあり、また人混みでマスクを着用するのはお勧めである。

また、自宅での適度な加湿と室温を維持することが重要。湿度50%

以上で室温22℃ならウイルス生存率は10%以下となる。ちなみに湿度20%の乾燥状態だと室温22℃でもウイルスは70%近い生存率がある。加湿器で湿度を上げるのがお勧めである。

予兆を読む

高齢者は生体反応が低下しているため身体症状が出にくい。特に熱だが、気が付いた時には38℃になっているような場合、肺炎を含め重篤な場合があるのですぐに受診すべきである。嘔吐の場合は風邪のことが多いが、手術歴がある場合は癒着して腸閉塞の恐れもある。吐いたものが緑色だったりウンチの匂いがしたら気をつけること。高齢の女性が吐いてみぞおちが痛い場合、心筋梗塞の可能性が高い。脈拍が100以上あるような場合、脱水・発熱の恐れがある。また食欲低下が2～3日続くようなら、受診したほうがいい。早めの医療機関受診が皆さんを救う。

高齢者の場合で風邪で重症なのに発熱しない場合がある。また熱があるのに気づいていない場合がある。いずれの場合も外出先で意識消失で担ぎ込まれるケースが多い。この意識消失で倒れると、膝や手が出ないので顔面を傷つける。非常に危険なので、まずは自分の平熱を知り、外出するときに熱を測ることを勧める。意外と自覚症状なく軽視されがちなのが脱水。脱水は血液濃度を上げて血圧低下につながり意識消失しやすくなる。水分摂取制限のある透析者や心臓の悪い人を除き、十分な水分摂取は重要。また頭部打撲のあと1～2か月過ぎてから箸が持てないなど脳梗塞の疑いがあった調べた

ら慢性硬膜下血腫であったという例もある。

救急病院に行くこととなってしまうたら

自宅から行く場合、自身で受診する場合は病院に電話して病状を話し、受診可能かを聞く。救急車の場合は救急隊の判断に任せるが、基本的に県境は越えられない。準備するものは保険証、財布、薬手帳、緊急連絡先など。はじめていく病院には健診結果や採血結果があると医療者は助かる。救急医療情報キットなるものが販売されており利用できそうである。外出先で救急車に乗ることになるかもしれないので、緊急連絡先、薬手帳のコピー、病院の診察券などを携帯するといい。同窓会の飲酒には気をつけるように。

心肺蘇生について

昔から様々な蘇生術があった。温熱法、むち打ち法、強制呼吸法、燻蒸法（直腸にタバコの煙を注入）、馬に乗せて走るなど。心臓を動かすことの重要性は頭に血液を送ることである。脳死が始まるのは心肺停止から3分後であり、10分経過するとほぼ救命は不可能となる。平時は救急車到着まで7分半なので、できるだけ早く胸骨圧迫の心臓マッサージやAEDによる心肺蘇生開始が重要となる。AEDは日本では2001年にJAL機内に初めて設置された。その後、2004年に一般人使用許可となって全国に普及した。いざという時のための救命措置は、東京防災救急協会03-5276-0995で講習を受けることができる。

（文責 関根 紳仁）

第547回研修見学会

2018年11月12日

警視庁

11月12日（月）午後2時30分、桜田門に集合で、場所、時間とも比較的参加しやすい条件であったこともあり、52名の参加でした。

日本の首都、東京の安全・安心を守る警視庁ですが、テレビドラマではお馴染みでも、なかなか内部まで知ることはなく、少し緊張感の中入

場。

広報課職員の案内で、警視庁の中を2班に分かれて見学。通信指令センターと警視庁の歴史や活動の概要を報じた映像を視聴しました。

通信センターでは都内全域の110番通報受理体制と各地域へ迅速な指令システムの見学及び質問の時間が

ありました。都内からの110番通報はすべて、一旦はこの通信センターへ繋がり、内容を整理した上で、担当地域の警察へ指令するシステムで、交番やパトカーの位置情報も常時把握されているとのことで、大変緊迫感をもった現場の姿を見ることができました。

映像視聴では、歴史や治安維持活動以外にも地域や社会との連携や被災地支援や海外派遣等、広範な活動及び課題を知ることができました。特に現職警察官やOBも初心（精神の拠りどころ）に帰る意味で、時折見るという広報映像を配信、警察学校の卒業式の場面は感動的でした。

今回の見学会には、研修見学会の野村委員長のご友人で、警視庁副総監や大阪府警本部長を歴任された植松信一様、警視庁上野警察署長などを歴任された(株)極楽湯・小林コンプライアンス室長の紹介があったこと



を付け加えます。

また、見学後の懇親会では、虎ノ門の店での美味しい料理やお酒と、

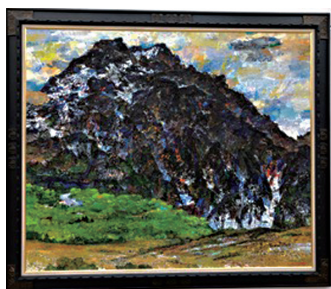
この場でしか聞けない本音の話や裏話でたいへん盛り上がり有意義な会となりました。（山田 貞一）

画友会

芸術の秋に「日展」鑑賞と名店ランチの会（オープン参加）

11月23日（祝）11時30分より国立新美術館にて、画友会講師の松田茂先生（日展会員・東光会副理事長）の解説で「日展」鑑賞のあと、13時30分より「孫・六本木店」でランチ・コースを楽しむ会が開催され、画友会員9名とオープン参加の会員・会友6名に参加いただいた。

日展は日本画・洋画・彫刻・工芸・書の5部門からなり、全部を見るには多大の時間を要するため、日本画の入賞作品・主要作家の作品を見た後、洋画を主体に見学した。



松田先生から、「日本画と洋画の違いを見てほしい。画材の違い（日本画は粉末の顔料を膠で溶く必要があるが、洋画の絵の具はチューブに入っているので使いやすい）表現方法の違い（日本画は平面的、洋画は立体的）に注目しながら、自分の好みで鑑賞してください。日本画と洋画の表現方法も、最近では相互に接近してきています」というようなご説明があり、個々の作品を巡っての



質疑応答を交えて約2時間の美術鑑賞を行った。

中国名菜「孫・六本木店」では1時間半ほどランチを楽しみながら、美術を巡る会話などの中で、松田先生から「監査する立場の皆さんの目に、日産・ゴーン氏の問題はどう見えていますか」という質問があり、この話題でも活発に意見を交換した。（左の絵は松田先生出品作品）

（城戸崎 雅崇）

第233回ゴルフ会

11月2日（金）小田急藤沢ゴルフクラブで第233回ゴルフ会が開催されました。

秋の見事な晴天に恵まれ12名（初参加1名）の方が参加され熱戦を繰り上げました。結果は次の通りです。（新ペリア方式）

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HC	NET
優勝	金馬 房雄	44	48	92	18.0	74.0
準優勝	関根 紳仁	46	49	95	20.4	74.6
3位	宮嶋 耕治	45	44	89	14.4	74.6

毎年秋のゴルフ会は恒例の小田急藤沢ゴルフクラブですが、あらためてコースコンディションの素晴らしさとキャディーさんの心づくしのサービスに満足でした。いつも参加いただいているベテランの皆さまが体調や止むを得ない都合で不参加の方も多く、残念ながら参加者はいつもより少なめでしたが、和気あいあい伝統のゴルフ会で親睦を深めることができました。ベストは初参加の宮嶋様でした。次回234回は早めにご案内しますので、多くの皆さまに参加いただけるようよろしくお願いします。（関根 紳仁）

棋友会

第2回将棋大会

2018年11月4日（日）文京区民センター
参加者 8名

優勝 下村 勝利
2位 小森 克紀
3位 廣瀬 信幸

事務局通信



◆行事報告

第158回理事会

11月15日(木)10:00～12:00 文京区民センター 14

会報委員会

編集

11月7日(木)10:00～12:00 事務局 6

校正

11月21日(木)10:00～12:00 事務局 6

広報委員会

11月6日(火)14:00～17:00 文京区民センター 7

顧問懇談会

11月29日(木)11:45～13:45 文京シビックセンター 18

◇一般部会

第547回研修見学会

11月12日(月)14:45～16:00 警視庁 52

第753回講演会

11月15日(木)14:00～16:00 日比谷図書文化館 81

(他定期: 1名)

講 師 東京通信病院 救急総合診療センター副センター長
宮澤健太郎氏

演 題 救急現場の真実

第233回ゴルフ会

11月2日(金)9:30～ 小田急藤沢ゴルフクラブ 12

◇監査部会

第313回監査セミナー

11月1日(木)14:30～17:00 スカイホール 86

(他定期: 1名、個別: 1名、体験: 6名)

講 師 早稲田大学法学学術院 教授 尾崎安央氏

テーマ コーポレートガバナンスにおける監査役の意義と役割

第5回監査基礎講座

11月26日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 34

講 師 シンバイオ製薬(株)常勤監査役 渡部 潔氏

テーマ 内部統制と監査役の役割

第3回会計基礎講座

11月28日(水)14:00～17:00 文京シビックセンター 20

講 師 元応用地質(株)常勤監査役 石北俊彦氏

テーマ 税務会計と税務申告

第221回監査実務研究会

11月27日(火)14:00～17:00 文京区民センター 34

問題提起者 元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏

コーディネータ 元トーセイ(株)常勤監査役 本田安弘氏

テーマ ESG、SDGs等への取組みと監査役

第72回スタディグループ分科会

11月8日(木)14:30～17:00 文京シビックセンター 27

発表者

コーディネータ 日本鑄造(株)常勤監査役 阿部俊彦氏

リーダー 王子ネピア(株)常勤監査役 村田耕治氏

兼松コミュニケーションズ(株)監査役 並木雅史氏

日鍛バルブ(株)常勤監査役 菊地浩二氏

テーマ M & A、のれん、減損に係る問題点と監査役対応

第73回監査技術ゼミ

11月5日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 35

講 師 (株)システムインテグレータ監査役 眞田宗興氏

テーマ 監査役事件簿シリーズ

～品質不祥事件の中の監査役～

監査等委員(会)職務確認書委員会

11月9日(金)13:30～17:00 事務局 6

取締役職務執行確認書委員会

11月13日(火)14:00～17:00 昭和リース会議室 6

監査役職務確認書委員会

11月9日(金)9:30～12:00 事務局 6

企業集団内部統制監査委員会

11月20日(火)14:00～17:00 事務局 6

◇生涯学習部会

写友会 例会

11月16日(金)13:30～17:00 文京シビックセンター 17

画友会 例会

11月5日(月)13:00～17:00 文京シビックセンター 10

鑑賞会

11月23日(金)11:30～15:00 国立新美術館 15

句遊会 例会

11月7日(水)14:00～16:00 菱友会会議室 10

楽友会 例会

11月22日(木)13:00～17:00 福祉センター江戸川橋 19

棋友会 例会

11月27日(火)13:00～17:00 東京六甲クラブ 10

大会

11月4日(日)13:00～17:00 文京区民センター 8

◇同好会

声友会

11月13日(火)13:00～16:00 (銀座)505 9

エッセイクラブ

11月20日(火)12:45～15:30 菱友会会議室 10

楽器演奏同好会

11月24日(土)14:00～17:00 横浜練習会場 9

ウォーキング同好会

11月17日(土)9:30～13:00 下落合～中井 21

江戸文化研究会

11月10日(土)11:00～ 国立劇場 20

◆会員・会友異動

(新入会員)

○東山孝敬 KDDIプリシード(株) 監査役

(変更)

○瀧澤 康 【社名】三井造船システム技研(株)
→三井E&Sシステム技研(株)

会 員	会 友	計
188	143	331

2018.11月末現在

編集後記

☆日産のゴーン会長(当時)逮捕の衝撃が広がったまま暮れた2018年。発端は内部通報か、社内クーデターか。背景には日仏政府の思惑も絡む事件となった。20年近い長き権力の果てに起きたことだけに、同社の監査役は十分な機能、役割を果たしていたのか、当会に関わる問題の検証は新年の課題となろう☆研修見学会は、明治維新後、フランスに範をとって川路利良が作った歴史を持つ警視庁。ガラス越しではあったが、緊迫する110番の応答現場を見ることができた☆講演会では東京通信病院の救急医、宮澤医師から高齢者が救急にかからず済む様、日ごろの健康管理の重要性を教えていただいた☆監査セミナーでは当会初登壇の尾崎早大教授がコーポレートガバナンスにおける監査役の意義と役割について、熱のこもった話をされた。(清水 光雄)

生涯学習部会コーナー



句遊会

十一月詠草

兼題…茶の花、切干、当季雑詠

茶の花や亭主居留守を楽しめり

中山 知祐

茶の花のイヤリング如つぽみ揺れ

清家 静楓

茶の花やぼとりと落ちて夕日浴び

生江沢五風

茶の花や鎌倉大仏雨濡れて

小野 信

茶の花を見たこともない都会の子

川田 勝美

切干の庭の主役やちいりちり

佐藤 政百

切干の日向の匂ひ袋切る

石原 克己

切干や日向分け合ふ峡の村

六川 里風

切干をはりはり噛みて独り酒

安井 正浩

人の名をまた問ふ妻とゐて小春

宮川 至剛

白髪の本チ腰掛く枯野かな

大仲 正敏

湯の河原苔鮮やかに照る紅葉

森 邦彦

この秋は動画が届く誕生日

城戸崎雅崇

虫鳴くやいや耳鳴りか我可笑し

眞田 宗興

画友会



「懐かしの Lech」

平 眞彌

ヨーロッパで「一番美しい村」と言われるオーストリアの小村 Lech。「美しく」描けなかったのが残念。再訪して描き直します！